

報告第41号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和6年11月19日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に
より報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	さいたま市岩槻区 美幸町在住 個人	事故日：令和6年5月3日 場 所：杉並区下井草一丁目 ・中瀬中学校の部活動中、生徒が 打った野球ボールが防球フェンス を越え、近隣に駐車していた車両 に当たり、損傷を与えた。 (教育委員会事務局)	173,415円
			令和6年7月17日
2	千代田区丸の内 一丁目所在 三井住友ファイナ ンス&リース株式 会社	解約日：令和6年8月31日 ・神明中学校の改築に伴い、体育 館空調機の賃貸借契約を一部途中 解約し、違約金が発生した。 (教育委員会事務局)	2,505,919円
			令和6年8月28日

3	杉並区久我山 三丁目在住 個人	事故日：令和6年2月12日 場 所：杉並区久我山三丁目	81,400円
		・被害者がみすぎ橋を渡っていたところ、立て看板のフレームに接触し、着用していた衣類に損傷を与えた。 (杉並土木事務所)	令和6年9月9日
4	杉並区清水 三丁目在住 個人	事故日：令和6年7月24日 場 所：杉並区清水三丁目	44,000円
		・妙正寺川管理用通路の街路樹が強風により根返り、道路対面の家屋の面格子に損傷を与えた。 (杉並土木事務所)	令和6年9月9日
5	杉並区浜田山 四丁目在住 個人	事故日：令和6年5月10日 場 所：こすもす生活園	12,015円
		・トイレで介助をしていた職員が、タオルを取るために車いすを跨ぐ際、車いすに接触し損傷を与えた。 (保健福祉部)	令和6年9月20日